

介護老人保健施設 麓華苑入所療養介護利用料金表

【施設入所基本料（日額）】			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保健施設サービス費Ⅰ-Ⅰ（従来型個室）	一般棟	従来型個室	717円	763円	828円	883円	932円
介護保健施設サービス費Ⅰ-Ⅲ（多床室）	一般棟	多床室	793円	843円	908円	961円	1,012円
介護保健施設サービス費Ⅰ-Ⅲ（多床室）	認知症専門棟	多床室					

※オムツ代は基本料に含まれます。外泊の場合は上記金額に代えて外泊時費用（月に6日限度）362円を算定し、又在宅サービスを利用する場合は800円を算定します。

【加算料金（日額）】			
夜勤職員配置加算	24円	基準を上回る夜勤の職員を配置した場合	
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258円	入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施し、定期的なADL評価を厚生労働省と情報共有を行った場合	
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200円	入所後3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円	認知症と判断され、訓練によって生活機能が改善されると見込まれる場合に退所後生活する居宅及び社会福祉施設等を訪問、生活環境を踏まえたりハビリテーション計画を作成し3ヶ月以内の期間に週3回を限度として集中的にリハビリテーションを実施した場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120円	認知症と判断され、訓練によって生活機能が改善されると見込まれる場合に3ヶ月以内の期間に週3回を限度として集中的にリハビリテーションを実施した場合	
認知症ケア加算	76円	認知症専門棟に入所し、個別ケアを受けたとき	
若年性認知症入所者受入加算	120円	若年性認知症入所者に対して、介護サービスを行った場合	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円	在宅復帰に向け入所後・退所後の情報提供や支援が行った場合（在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上）	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円	在宅復帰に向け入所後・退所後の情報提供や支援が行った場合（在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上）	
初期加算（Ⅰ）	60円	厚生労働省の定める基準に該当し急性期医療機関の一般病棟を30日以内に退院後、入所の日から30日以内の期間について1日につき算定	
初期加算（Ⅱ）	30円	入所の日から30日以内の期間について1日につき算定	
ターミナルケア加算	死亡日	1,900円	死亡日、終末期のケアを行った場合
	2～3日	910円	死亡日前、2～3日にて終末期ケアを行った場合
	4～30日	160円	死亡日前、4～30日にて終末期ケアを行った場合
	31～45日	72円	死亡日前、31～45日にて終末期ケアを行った場合
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円	入所予定日30日以内又は入所後7日以内に退所先を訪問した場合、入所中1回を限度に算定 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円	入所予定日30日以内又は入所後7日以内に退所先を訪問した場合、入所中1回を限度に算定 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行ったり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100円	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に関催した場合、協力医療機関が厚生労働省の定める要件を満たしていた場合（1月につき）	
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5円	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に関催した場合、協力医療機関が厚生労働省の定める要件を満たしていなかった場合（1月につき）	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保及び連携をおこなっていること。感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関、又は医師会の行う院内感染に対する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合（1月につき）	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等に係る実地指導を受けている場合（1月につき）	
試行的退所時指導加算	400円	退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所される場合に、当該入所者及び家族に対し、退所後の療養上の指導を行った場合	
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円	退所先である居宅の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を情報提供した場合、1人につき1回限り限定として算定	
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円	退所先である医療機関に対して心身の状況、生活歴等を情報提供した場合、1人につき1回限り限定として算定	
退所時栄養情報連携加算	70円	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にある入所者が退所の際、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合	
入退所前連携加算（Ⅰ）	600円	入退所前後利用する在宅サービス事業所や担当ケアマネに情報提供・連絡調整を行った場合算定	
訪問看護指示加算	300円	退所後、訪問看護事業所に対して訪問看護サービスに係る指示書を作成し交付した場合	
栄養マネジメント強化加算	11円	継続的な栄養管理を強化して実施した場合	
再入所時栄養連携加算	200円	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合1人につき1回を限度として算定	
経口移行加算	28円	経管により食事を摂取する利用者に経口摂取を進めるため、栄養管理を行った場合	
経口維持加算（Ⅰ）	400円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合（1月につき）	
経口維持加算（Ⅱ）	100円	入所者の経口による継続的な食事摂取を支援する場合（1月につき）	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円	歯科衛生士が口腔ケアを月に2回行い、介護職員にたいしてケアに係る具体的な助言・指導を行った場合（1月につき）	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円	歯科衛生士が口腔ケアを月に2回行い、介護職員にたいしてケアに係る具体的な助言・指導を行った場合。また、厚生労働省と情報を共有し、必要な情報を活用している場合（1月につき）	
療養食加算	6円	療養食を提供した場合（1食につき）	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140円	入所前に6種類以上の内服薬が処方されている入所者について入所前の主治医と連携して薬剤評価・調整した場合	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70円	入所前に6種類以上の内服薬が処方されている入所者について薬剤評価・調整した場合	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240円	入所中に服薬の総合的な評価を行い退所前後にかかりつけ医に情報提供を行なった場合 また、厚生労働省と情報の共有し、必要な情報を活用している場合	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100円	服薬の総合的な評価をおこなった結果、減薬に至った場合	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53円	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、リハビリテーション実施計画書をもとにリハビリテーションを行い厚生労働省と情報共有を行った場合（1月につき）	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33円	リハビリテーション実施計画書をもとにリハビリテーションを行い厚生労働省と情報共有を行った場合（1月につき）	
緊急時治療管理	511円	症状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査注射処置等を行った場合、月に1回連続3日を限度として算定	

所定疾患施設療養費Ⅰ	239円	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、慢性心不全の増悪について投薬、検査、注射処置等を行った場合、月1回連続7日を限度として算定。但し、緊急時治療管理を算定した日は算定しない
所定疾患施設療養費Ⅱ	480円	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、慢性心不全の増悪について投薬、検査、注射処置等を行った場合、月1回連続10日を限度として算定。但し、緊急時治療管理を算定した日は算定しない
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150円	日常生活に注意を必要とする認知症利用者の割合が総数の半分以上あり、認知症指導者養成研修修了者又は認知症介護実践リーダー研修修了者及び日本版BPSD認知症ケアプログラム研修修了者を1名配置し介護職員からなるチームでケアを実施した場合
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120円	日常生活に注意を必要とする認知症利用者の割合が総数の半分以上あり、認知症介護実践リーダー研修修了者を1名配置し介護職員からなるチームでケアを実施した場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の1/2以上。認知症介護実践リーダー研修修了者を日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置している場合。
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円	認知症ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した者に対し、サービスを行った場合、入所日から7日を限度として算定
新興感染症等施設療養費	240円	入所時厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、月1回連続5日を限度として算定。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	見守り機器等を複数導入し介護の質の確保し、その効果を厚生労働省と共有している場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	見守り機器等を1つ以上導入し介護の質の確保し、その効果を厚生労働省と共有している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	入所時の褥瘡発生を予防するため、計画的な管理を行い厚生労働省と情報の共有し、必要な情報を活用している場合(1月につき)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	入所時の褥瘡発生を予防するため、計画的な管理を行い厚生労働省と情報の共有し、必要な情報を活用している場合。また、褥瘡の危険性のある方が褥瘡が発生しなかった場合(1月につき)
排泄支援加算(Ⅰ)	10円	排泄障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、支援を行った場合。厚生労働省と情報共有し、必要な情報を活用している場合(1月につき)
排泄支援加算(Ⅱ)	15円	排泄障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、支援を行った場合。厚生労働省と情報共有し、必要な情報を活用している場合。排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれも悪化がない、またはW/M使用ありから使用なしに改善した場合(1月につき)
排泄支援加算(Ⅲ)	20円	排泄障害等の為、排泄に介護を要する入所者に対し、支援を行った場合。厚生労働省と情報共有し、必要な情報を活用している場合。排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれも悪化がない、およびオムツ使用ありから使用なしに改善した場合(1月につき)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円	厚生労働省とADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身状況等に係る基本的な情報の共有を行い、必要な情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円	厚生労働省とADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身状況等に係る基本的な情報疾病の状況の情報共有を行い、必要な情報を活用している場合
自立支援促進加算	300円	自立支援に係る計画を策定し、自立計画に従ってケアを実施している場合(1月につき)
安全管理体制加算	20円	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	介護福祉士の資格保有者を80%以上雇用している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	介護福祉士の資格保有者を60%以上雇用している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	介護福祉士の資格保有者を50%以上、または常勤職員が75%以上、または勤続7年以上の職員が30%以上雇用している場合

※介護職員等処遇改善加算として給単位数に最大で7.5%加算されます。

【その他施設利用料(日額)】

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費		300円	390円	650円	1,360円	1,446円
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	437円
	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	□日用品費			500円		
	□教養娯楽費			390円		
特別な食事代	□行事食代			940円(税別)		
	□行事食代(おやつ)Ⅰ			550円(税別)		
	□行事食代(おやつ)Ⅱ			330円(税別)		
特別な室料	特別室(個室)			1,500円(税別)		
	特別室(2人室)			1,200円(税別)		
	個室			1,000円(税別)		
	2人室			500円(税別)		

身体障害者手帳診断書	
施設入所診断書	5,000円(税別)
生命保険・健康診断書	
死亡診断書	
入所(在所)証明書	3,000円(税別)
健康管理費	実費
理美容代	実費